

江戸時代の a 有力な商人の家における相続 は、b 武士の家とくらべて どのような特徴をもったか。上の文章に見られる c 長男の地位にふれながら、5 行以内で述べよ。

(1) 家の財産は、ご先祖よりの預かりものと心得て、万端わがままにせず、子孫へ首尾よく相続するように、朝暮心掛けること。

商家にとって大切なことは、
→ こと。

(2) 天子や大名において、次男以下の弟たちはみな、家を継ぐ長男の家来となる。下々の我々においても、次男以下の者は、長男の家来同様の立場にあるべきものだ。

なぜなら
武士の家 =
商家 =

(3) 長男については、幼少のころから学問をさせること。ただし、長男の成長が思わしくないときは、これに相続させず、分家などの間で相談し、人品を見て適当な相続者を決めるように。

長男の成長が思わしくない場合、つまり
→ 場合は

(4) 血脈の子孫でも、家を滅亡させかねない者へは家の財産を与えてはならない。このような場合には、他人でも役に立ちそうな者を見立て、養子相続させること。

に相続させた。
血のつながった人物に適任者がいない場合は
→
に相続させた。

(5) 女子は他家へ嫁がされるものだ。親の家に暮らす子供のうちから気ままに育てられると、嫁ぎ先の家で辛抱することができなくなり、これがついには離縁されるもととなる。親元で厳しくされれば、他家にいるほうがかえって楽に思えるようになるものだ。

女子は として
→

有力な商家でも武家と同様に が原則であった。

しかし武家の財産が されている ← ヒント「足高の制」
のに対して、商家の財産は するため、← 武家との差異を強調！

長男が 場合には や
 が相続することもあったが、

女子は として